

# 国民政府期中国における貨幣統合政策と小額貨幣

岡崎 清宜

## 「I」はじめに

近代中国の貨幣史とは、カルロス・ドル、メキシコ・ドル、日本の貿易銀、宋銭・寛永通宝などの貨幣が国籍を問わずに流通していた、東アジアのトランス・ナショナルな通貨体制からの離脱であったことはあらためていうまでもあるまい。それは、いいかえれば、政府による貨幣發行権の掌握に対する苦闘の歴史、でもあった。南京国民政府（以下、国民政府）は、国民国家建設と国民経済の形成を課題にしていた。満州事変以降、日本の侵略に苛まれながら、剿共戦遂行、四川の「中央化」、両広事変の鎮定など、国内の統一をおこない、不平等条約の改正に力をいれ、関税自主権の回復をかちとる。

もちろん、経済面でも、釐金の廃止、国税と地方税の区分など、財政近代化をすすめ、国防のための重工業育成や農村経済の振興など、積極的な経済開発をおこなった。

なかでも国民政府の通貨改革は、抗戦建国の礎を築いたものとして名高い<sup>1)</sup>。旧来、中国では、前述以外にも、銀地金や紙幣、銅元や制錢、布貨・竹貨などのクーパーン、商会・商人・錢莊發行の手形・小切手なども貨幣として使われていた。国民政府は、近代的通貨システムの整備に力を入れ、一九三三年四月に廢兩改元、一九三五年一月には幣制改革を断行する。幣制改革は、法幣の導入、すなわち管理通貨制度への移行を意味した。旧来の多彩かつ重層的な貨幣流通は解消にかう。現代中国の「一国一通貨」の先駆け、といっている。

ただ、実際にどこまで雑多な貨幣が消滅したのかが解明さ

れたかといえは、はなはだ心もとない。たとえば輔幣、すなわち補助貨幣である。たしかに、本位貨幣の銀元や補助銀貨

である銀角は、幣制改革によって、法幣で回収・置換された。ならば、未回収の小額面の貨幣、いわゆる小額貨幣はどうなったのか。また、管理通貨制度の下、法貨である法幣の機能を助ける、補助貨幣はどのように供給されたのか。これまでの幣制改革の研究は、政府中央レベルの制度的視角がほとんどで、本位貨幣の銀元を法幣におきかえる過程の解明にとどまっており、貨幣流通を具体的に検討したものは少ない。<sup>②</sup> 幣制改革は、銀国有化でもあったため、同時代的関心は極めて高かった。補助貨幣についてもさかんに論じられている。<sup>③</sup> 宮下忠雄・岩武照彦の先行研究でも、省銀行発行の輔幣券（一元以下の小額銀行券）に対して、国民政府が統制を強化したことを指摘してきた。<sup>①</sup> ただ、従来の小額貨幣が実際の所、どうなったのかはほとんど明らかにされておらず、制度レベルの説明の枠をこえていない。幣制改革以降、小額貨幣はどのように処理されたのか。また、補助貨幣はどのように供給されたのか。そもそも法幣と小額貨幣は、どのような関係におかれ、新しい補助貨幣の登場によって、旧来の小額貨幣はどのような影響をうけたのか。これらは、およそ基本的

な事柄にも関わらず、おどろくほど関心が向けられてこなかったのである。

そこで、本稿では、一九三五年一月の幣制改革において、銀本位制から管理通貨制度に移行する過程のなかで、法幣の対極におかれた小額面貨幣、なかでも補助貨幣について、国民政府がどのように供給し、管理しようとしたのかをあきらかにすることに課題をおく。制限法貨の補助貨幣は、法貨である法幣と、どのように結びつけられようとしたのか。本稿は、国民政府による通貨管理の分析をとおして、国民政府がどのように中国社会を包摂・管理しようとしたのかをあきらかにしていきたい。

## 〔Ⅱ〕 一九二〇年代後半における小額貨幣

### 流通と銀銅相場の推移

伝統中国の貨幣は、ながらく秤量貨幣の銀両と制錢であった。カルロス・ドルやメキシコ・ドルも、馬蹄銀同様、秤で重さをはかり、純分を鑑定して流通させた。西洋式コインの中国での生産は、一八九〇年（光緒十六年）、両広総督張之洞による銀元鑄造を嚆矢とする。広東造幣廠は、小額銀貨で

ある銀角の鑄造もはじめた。ほぼ、銀純分9割ある銀元に對して、本来、補助貨幣であるため、銀角の純分は7割しかない。シニヨリツジ（鑄造差益）を手にすべく、各省はきそつて鑄造した。こうなれば相場が建つことは避けられない。本来、銀角は一〇進法で銀元と結びつくはずだが、一元 $\equiv$ 一〇角ではなくなったのである。西洋式コインの銅元は、一九〇〇年、広東で鑄造がはじまった。銅価の世界的高騰によつて、溶解される制錢が続出し、商取引に支障をきたしたからである。銅元は、銀一元 $\equiv$ 一〇枚、すなわち一分とされたが、鑄造当初は一〇〇枚以下の値がつくほど好評であった。そのため、杭州や南京、武昌など一二省一六ヶ所に造幣廠が建てられた。一九一〇年頃まで毎年一四〜二八億枚の銅元が生産された、といふ。<sup>5)</sup>

ここで、貨幣関連の基本的法規を確認しておきたい。国民政府は、袁世凱銀元から孫文銀元に本位貨幣をかえたものの、一九一四年の国幣条例をひきついだ。一九三三年三月の銀本位幣鑄造條例でも、財政部の定めた一定の期間、孫文銀元以外の銀元も、孫文銀元同様、行使が認められた。銀行券は代用品にすぎない。中央銀行發行の兌換券でさえ、法貨の地位にはない。最高法院は、強制通用力をもつか否かを「不

換性の有無」で判断したからである。一方補助貨幣は、補助銀貨、銅元、制錢などであった。ただ、補助銀貨と銅元は、法律上、通用を認められていたが、制錢は認められない。もちろん制錢を使うことはかまわない。ただし銅元建債務は、たとえ本位幣である銀元との交換レートに変動があつても、銅元での返済が認められた。割増返済する必要がなかったのである。だが、制錢建の場合、返済時の銀元と制錢のレートをふまえ、割増返済する必要があつたといふ。<sup>6)</sup>

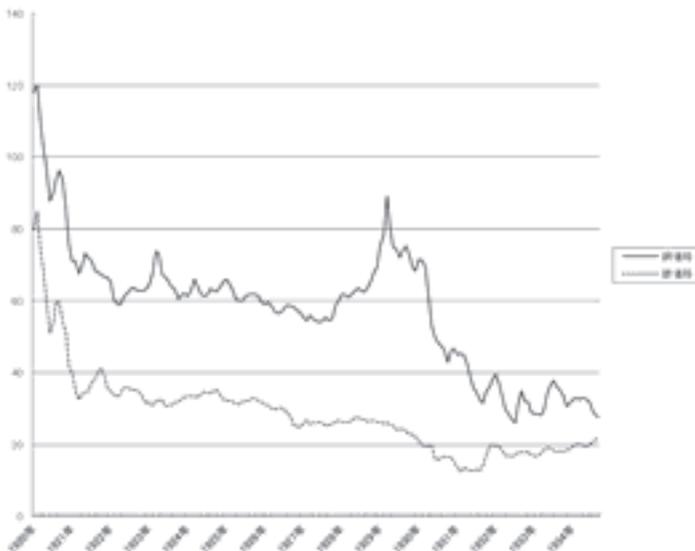
国民政府期の中国では、どのような小額貨幣が流通していたのか。ここでは、行論上の煩瑣をさけるため、分布を要約するだけにとどめたい。一九二〇年代後半の全国的調査によれば、一角や二角の銀貨は、広東・広西・貴州・福建・浙江・江蘇・安徽から四川・湖南南部、すなわち東南沿海部から西南にかけて流通していたにすぎない。北京や天津、陝西でも流通していたが数は少ない。湖北・江西・山西・山東では、小額銀貨はあまり見られなかった。長江中流から北部では小額銀貨はあまり流通していなかったことがわかる。他方、銅元は多種多様で全国的であつた。当二十とよばれた二〇文銅元は、湖北・湖南・河北・河南・山東・山西でみられ、一〇文銅元は江蘇・浙江・安徽・江西・広東・広西・貴

州・雲南などで流通した。湖北・湖南・河南の一部は五〇文銅元、四川から湖南省西部にかけては一〇〇文や二〇〇文の銅元が主流を占めた。このような分布からは、沿海部では一〇文、内陸部から河北にかけては二〇文、2つの大きな銅元流通ブロックがあることがわかる。この2つのブロックへの分岐は、一九一七年から二〇年代なかばまで続いた、武昌造幣廠の二〇文銅元の大量鑄造にあった、といつてよい。湖北省長兼督軍・王占元は、総計三七億三千万枚以上、最盛期の一九二二年には七億九四〇〇万枚も鑄造させたのである。<sup>8)</sup>

なお、一〇〇文や二〇〇文の高額面銅元は、一九一〇～二〇年代、四川軍閥によって、既存の銅元を溶解して再鑄造されていた。<sup>9)</sup> こうした額面と銅含有価値が乖離した低質銅元は一部周辺に流出したものの、中国全体では拒絶され、さほど広まったわけではない。とはいえ一九三〇年代、二〇〇文銅元は、甘粛でも流通したことが確認できる。<sup>10)</sup>

当然、銀元と銅元には、相場が建つ。銀価と銅価の国際相場の推移を簡単におさらいしておきたい。図1は、ロンドンの銀と銅の相場をグラフ化したものである。銀価と銅価は、第一次大戦の終結以降、どちらも下落トレンドにあったが、微妙に意味合いがちがう。まず銀価は、一九二〇年代半ばま

図1 ロンドン銀・銅相場の推移



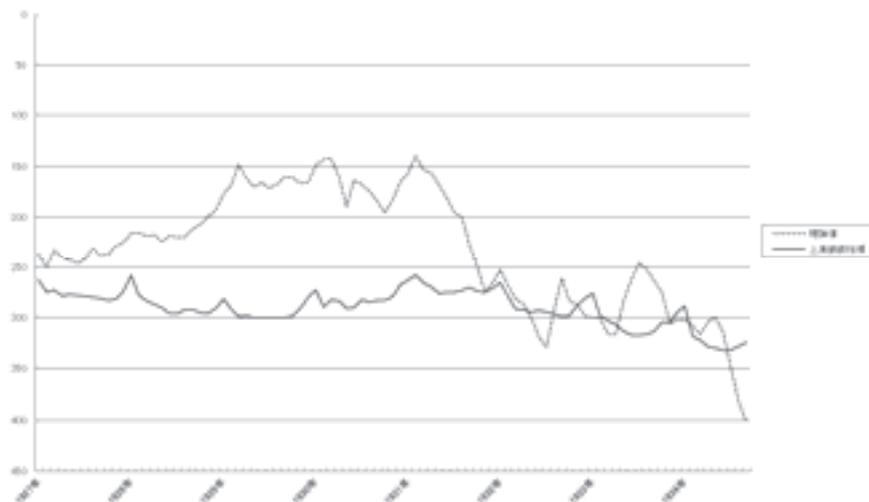
＜出所＞商工省鉱山局『本邦鉱業ノ趨勢』各年度版

＜注＞ 銅価は電気銅1トン当たりのポンド、銀価は1オンス(31.1035g)当りのペンスの単位

で堅調な値動きを続けたものの、一九二九年から三一年にかけて、一〇ペンス台まで暴落する。いわゆる世界恐慌にほかならない。だが、一九三二年以降、急回復して、三四年には二〇ペンス台を回復した。アメリカの白銀政策、すなわち銀価の吊りあげ政策が発動されたからである。一方、銅価は、第一次世界大戦後の急落以降、六〇ポンド前後を推移したが、一九二〇年代後半、八〇ポンド以上に暴騰する。アメリカの「黄金の二〇年代」の余波、といつてよい。やがて、ウォール街の株式相場の崩落をきっかけとした世界大恐慌にともない、銅価は四〇ポンドを割りこんでしまう。だが、これらは、ロンドンにおける銀・銅の値動きであつて、いずれも銀本位国における価格変動ではない。

図2は、ロンドンの銀・銅相場から算出した銀一元あたりの一〇文銅元数の理論値と、中国経済の中心、上海の銀銭比価の推移である。上にいくと高騰、下にいくと低落にすればわかりやすいので、縦軸最上部はゼロにした。銀一元あたりの銅元枚数が小さいほど銅（銅元）高だからである。現実の銀銭レートよりも理論値の方が高い場合、名目価値（一〇文）よりも含有金属の価値が高い。いくら小額面の銅貨とはいえ、外国への輸出や銅器の原料にするため、溶解される危

図2 国民政府期のロンドン銀銅相場から算出した理論価格と上海の銀銭比価（単位 枚数）



<注> 理論値算出法は尹景観「銅元走私問題」『国聞週報』第14巻24期、1937年により、当10文は1枚7g、銅含有割合は90%、銀1元23.493448gで計算。銀価・銅価（電気銅）は図1<出所>上海銀銭比価は「表203 銀洋銭市—上海市」『中華民国統計提要』、682~689頁。銀価・銅価は農商務省（商工省）鉱山局『本邦鉱業ノ趨勢』各年度版。

険性をはらむ。低い場合、名目以下の金属価値しかない。この時、鑄造主体はシニョリツジを獲得できるので、市中に銅元が供給されるはずである。実際は、銅は貨幣外需要が大きく、現送や鑄造、収集のコストは金銀とは比較にならない。雲南銅など独自供給源がある上、小額銅貨には各地固有の需給関係がある。それでも、銀元建銅相場を算定して確認することは、小額銅貨を考える際の助けとなるはずである。

国民政府は、銅元を鑄造して、市中に供給することはなかった。図2はこの事実を示唆している。銅価は一九二七年から三一年にかけて6割ほども高騰した。一九二九年以降、世界経済は大恐慌の到来で苦しんだ。農産物取引が減少して、小額貨幣需要が減少しているためか、上海の銅元レートは下落基調であった。にもかかわらず銅の理論値は上昇を続けた。銀錢比価と理論値の相関（一九二七年一月～一九三一年六月）は $-0.13$ 。完全な負の相関である。ここまで銀錢比価と理論値が乖離すれば、裁定機会の利用、すなわち外国へ銅（元）を輸出する動きがおきても不思議ではない。実際、奸商はさかんに密輸した。<sup>12</sup>一見、奇怪に感じられる現象だが、銅相場以上に銀相場が暴落しただけにすぎない。銀使用国の中国は、銀安にとまなうマイルド・インフレーションによってデフレか

らまぬがれ、世界恐慌の到来がおくれた。銅価は、輸入インフレによって、銀錢比価とは無縁に上昇したのである。

だが、一九三一年九月以降、そのような環境は、満州事変とイギリス金本位制離脱、アメリカの銀政策によって、喪失することになる。以下、梗概を記しておきたい。

### 〔Ⅲ〕 恐慌期における小額銅貨需要の減退

一九三一年九月の満州事変は中国各地に商取引不安を惹起した。銀行・錢莊は、抵当貸付の回収に走り、信用収縮と物価下落を引きおこしたのである。同年九月のイギリス金本位制停止は、欧米各国の追随と為替レートの引き下げ競争をまねき、景気回復への期待から、銀高や銅高をもたらした。中国経済にトドメを刺したのは一九三二年一月の上海事変にほかならない。中国経済は市場縮小と輸出不振にあえいだ。中国における為替レート下落と世界的な銀価上昇は、銀の現送点をこえ、銀市場と為替市場の裁定取引による均衡の回復、すなわち銀輸出を促して、銀収支を赤字に転落させた。農産物価格の下落は、農民購買力の急減をひきおこし、移入商品

の価格崩落と販売不振をもたらした。上海・天津・濟南・漢口など各地で、移出入の極端な不振から、商店の廢業・倒産が頻発した。<sup>13</sup>

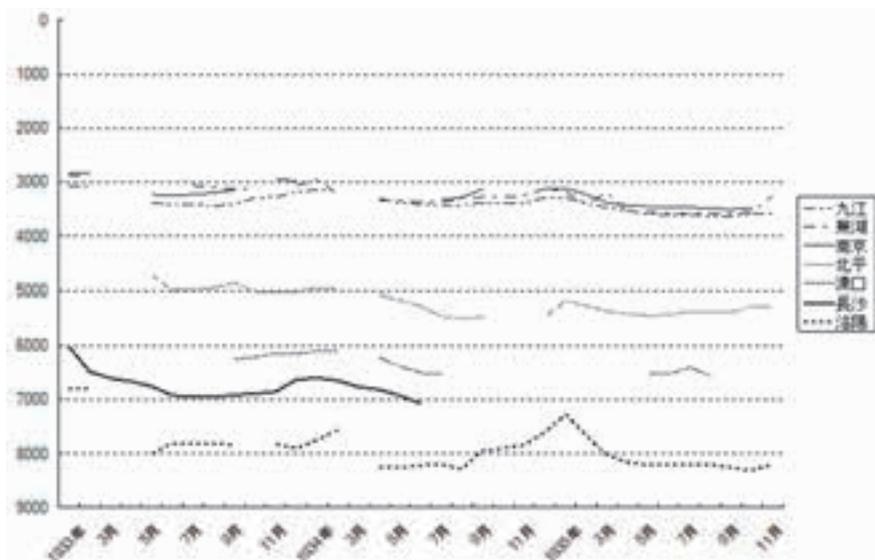
図1と図2をふたたび確認しよう。一九三二年九月以降、世界經濟への楽観的な觀測から、銀高と銅高へ、市況が反転したことがわかる。だが銀建の銅価の理論値は、銀価の上昇によって、かえって下落してしまい、しばしば上海の銀錢比価を下まわった。銅元のレートは、農産物取引の低迷もあって、銀一元 $\equiv$ 三〇〇枚(三〇〇〇文)を割りこんだ。銅元は、一九三一年頃と比べても1割下落している。こうなれば、銅の密輸出などおきようがない。ただし、銅の理論価が銅元レートを下回りはじめたとはいえず、大きな価格差が生まれたわけではない。銅元レートは低迷したままである。シニョリッジが出せないなら、わざわざ小額面の銅貨を鑄造するインセンティブなど、国民政府にあるはずもない。実際、一九三三年三月一日、幣制統一のために設けられた上海中央造幣廠は、銅元レートの低迷もあって、三五年十一月の幣制改革まで、まったく銅元を鑄造しなかつたのである。<sup>15</sup>

恐慌期の中国では、銀錢比価はどのように変動したのか。図3を見てほしい。恐慌期中国における、各都市の錢価をゲ

ラフにしたものである。欠けている部分もあるが、一瞥するには問題はあるまい。<sup>16</sup> 恐慌期でも、秋から旧曆年末にかけての、銅元レートの規則的上昇に変化はないが、錢価は全体的に下落したことがわかる。南京や蕪湖・九江といった一〇文銅元の流通する都市では、二八〇〇文前後から三三〇〇 $\sim$ 三四〇〇文へ、上海と同様、下落していった。寧波では銅元の密輸入が相つぎ、銅元レートは二八二〇文から三四〇〇文に下落したという。<sup>17</sup> 上海と蕪湖・南京の相関係数は0.89 $\sim$ 0.94と極めて高いが、上海と九江では0.765とやや低い。なお九江には二〇文銅元の相場も建ったが、一〇文銅元と二〇文銅元の相関係数は0.116にすぎない。一〇文銅元と二〇文銅元は、九江では使われ方にちがいがあつたのである。さりとて、上海の銀錢比価の動きと、1月分遅らせた九江の一〇文銅元の値動きを計算すると、相関係数は0.935まで上昇する。二〇文銅元の需給が上海との相関を下げるのか。長江の水運の関係から、上海相場が九江相場の一月先の先行指標になっているのか。どちらなのかは定かではない。

二〇文銅元地帯では、北平・漢口は上海と同様、五〇〇〇 $\sim$ 六〇〇〇文(二〇文銅元二五〇 $\sim$ 三〇〇枚)から下落したことが目をひく。これは、銀建銅価下落や農産物取引減退だけが原

図3 世界恐慌期の中国における銀錢比価（単位 文）



＜出所＞各月「各地利息及兌換行市表」『中央銀行月報』

因ではない。満州国の幣制改革は、銅元使用を禁止したので、満州国から関内へ続々と流入してきたのである。楊村や唐山では、五八〇〇〜六〇〇〇文まで下落した。銅元下落によって、錢票の信用が動揺。錢商が破綻して銅元の受取拒否する所もあらわれた、という。湖北・湖南・江蘇・安徽・山東では六〇〇〇文まで下落したため、五〇〇〇文前後の天津まで銅元をはこび売却するものもいた。たまりかねた天津当局は銅元の移入制限をかけた<sup>18)</sup>、という。それだけではない。中国から制錢を密輸して銅元に改鑄し逆輸入している、と日本批判の声もあがった。ただ、一九二〇年代半ばには、河北の順義・徐水・望都で制錢がほぼ消滅し、山東の臨清では一〇文銅元すらあまり流通していない。日本人の活動がさしたる影響をあたえたはずもないが、過敏な反応はわからないでもない。<sup>19)</sup> 長江中流の長沙でも、六〇〇〇文から七〇〇〇文へ、1割強下落した。長沙と漢口、長沙と上海の相関は0.859と0.8228であった。一月先の長沙相場との相関はいっそう高くなるが、どちらも上海より漢口の方が高い。なお、煩瑣になるため載せていないが、天津と北平の相関は0.917、天津と漢口は0.9098、漢口と北平は0.887とかなり高い。また一〇文銅元を使う上海と漢口は0.892と高いが、上海と北平は0.535である。天津と上海の相関が緩やか

なことも二因であらう(0.6885)。なお、上海相場と1月ずらした漢口相場の相関は0.914といっそう高くなる。上海のヒンターランドの漢口と、華北の中心的商業都市、天津。両者のちがいが現れているのかもしれない。なお、洛陽は二〇〇文銅元建のためレートが低い。だが、洛陽と上海は0.708、洛陽と南京は0.832と相関がやや高く、上海相場と1月おくれの洛陽相場は0.825まで上昇する。他方、北平とは0.4288しかない。国民政府は、隴海鉄道の西延や輪船招商局による陸海連絡運輸によって、河南・陝西を上海と直結させようとしていたが、その表れといつてよい。

一九三四年六月、アメリカにおける銀購買法の成立は、中国に巨大な影響を与えることになった。リフレーションをもとめた農業団体と鉱業資本の提携で成立した同法は、アメリカの正貨準備にしめる銀割合が25%になるまで、市中から銀を買いあげるよう財務省に義務づけたからである。銀政策の発動は、世界最大の銀使用国の中国にとつて、為替レートの大幅な上昇と銀の大量国外流出をもたらし<sup>21)</sup>た。上海金融市場は、一九三四年第2四半期には六億元近い銀を保有していたが、九月には四億五千万円、一二月になると三億三千万強にまで減少した<sup>22)</sup>。こうなると、中国はたまったものではない。

一九三四年九月、国民政府は、外国為替の管理強化にのりだし、匯豊銀行にかわつて、中央銀行が外国為替相場の決定権をにぎつた。財政部は、一〇月、銀輸出平衡税を導入するとともに、中央・中国・交通の三銀行に外匯平市委員会を設置し、銀流出防止と外国為替統制の強化をはかつた<sup>23)</sup>。だが、関税によつて国際相場から国内相場を切断すれば、中国を銀安に留めることになり、かえつて密輸を誘発しかねない。銅の理論値は暴落し、銅元レートを下回つた。中国の物価水準は、銀暴騰と国外流出にともない、急速に下落していく。こうなると国民政府は銅元鑄造どころではない。上海金融市場では、一九三四年の第4四半期以降、銀元が払底して流動性が消滅し、租界の不動産証券を担保にしても、だれも貸出しなくなつた。インターバンク・レートは年利2割をこえた。一九三五年以降、上海の銀行・錢莊は信用恐慌の連続だったのである。

だが、一九三五年一月四日以降、幣制改革の実施によつて、小額貨幣をめぐる環境は急変することになる。以下、詳しく見ていくことにしたい。

## 〔IV〕 幣制改革の断行と小額貨幣の高騰

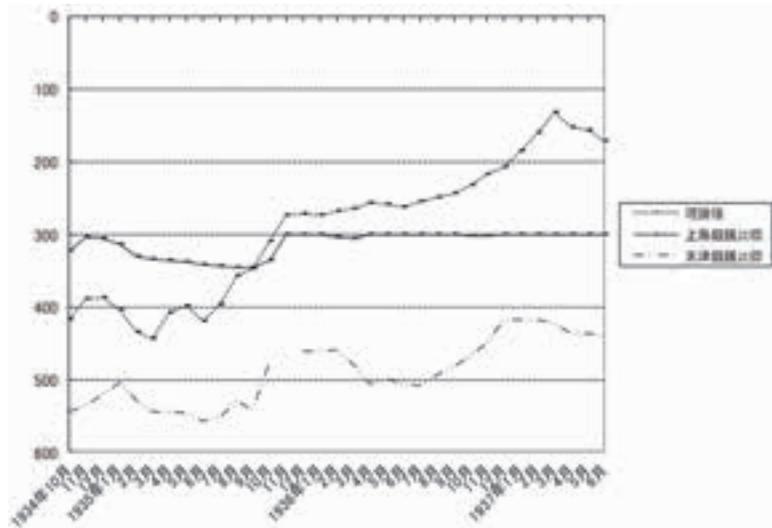
一九三五年一月三日、国民政府は、中央・中国・交通の3銀行の銀行券を法幣とする、幣制改革を決断した。中国国内の銀貨使用が禁止され、3か月以内に回収することになった。そして法幣一元 $\equiv$ 14.5ペンス、法幣一〇〇元 $\equiv$ 29ドル75セントを目安として運営する、管理通貨制度へと移行したのである。一月四日の午後五時、孔祥熙財政部長は、上海錢業公会の緊急会議に出席して、四日以降、法幣一元 $\equiv$ 補助銀貨一二角、一〇文銅元では三〇〇枚（ $\equiv$ 三〇〇〇文）とさだめ、増減させることを許さない、と指導した。<sup>23</sup>一月五日、国民政府の財政部は、一〇文銅元の流通する地区と上海錢業公会に対して、あらためて法幣一元 $\equiv$ 補助銀貨一二角 $\equiv$ 三〇〇〇文を布告する。<sup>24</sup>中国経済は、外国為替と法幣のみならず、法幣と補助貨幣を固定させて、マクロ経済管理をおこなう体制に移行したのである。幣制改革は、どのような影響を小額貨幣におよぼしたのか。

注目すべきことは、元の為替レートは、すでに幣制改革の実施直前に急落していたことである。図4を確認しておきた

い。一九三五年一月一日、匯豊銀行による外国為替の公定相場は一元 $\equiv$ 18ペンス25だったが、一月三日には14ペンス75と大幅に下落した。幣制改革が近く断行されるはず、という思惑売りがおきたからである。一月下旬には、外国為替の近物と先物の価格差は、金融逼迫によって、年利35%に近いスプレッドが生じた。<sup>25</sup>為替レート下落は小額貨幣に影響をあたえないはずがない。一月下旬、上海では銀一元 $\equiv$ 三四二〇文 $\equiv$ 一二角四〇〇文であったが、一月二日には三三〇〇文 $\equiv$ 一二角二〇〇文、三日前場になると三〇〇〇文 $\equiv$ 一二角七〇文 $\equiv$ 八〇文に急騰したのである。煙兌商（タバコ小売兼両替）や商店では、売買の際、釣銭をめぐり騒動がおき、市中はパニックになった。天津も変わらない。一九三五年一月、天津では、一元 $\equiv$ 五六〇枚 $\sim$ 七〇枚から四六〇枚へと、2割近く暴騰した。銀行は兌換請求にあい、政府高官筋の外為投機さえさざかれた。外貨請求が殺到し為替レートが下落すれば、インフレ期待から銀価や銅価の上昇はさげようがない。ある経済専門家によれば、北平の銅元価格があまり上昇していないのは、天津ほどには外国人や奸商が密輸・買占・退蔵に走っていないから、という。<sup>27</sup>

このような中では、国民政府中央の一片の令達に小額貨幣

図4 1934年10月以降の銅の銀建理論価格と上海と天津の銀銭相場（単位 枚数）



〈出所〉天津・上海の銀銭比価は『申報』『大公報』の月末相場。銅価は農商務省（商工省）鉱山局『本邦鉱業ノ趨勢』各年度版。元・ポンド相場は『中華民國二十六年 全国銀行年鑑』中国銀行經濟研究室、S145頁、「二十六年份之上海金融市場」『中行月刊』第16卷1・2期、1938年、19頁の中間値を採用

レートを左右する力があるはずもなかった。物価水準は、元の下落にともない調整されなければならないはずがない。天津では、さっそく、物価上昇が観測された。<sup>28</sup> なにより幣制改革は、銀本位制を棄て紙幣政策を採るとにらんだ、投機筋の予測が的中したことを意味していた。しかも、国民政府は恒常的な赤字財政である。国民政府は通貨増発に走るにちがいない。そもそも、袁世凱は兌換停止命令、武漢国民政府は現銀集中政策を採って紙幣を濫発したではないか——そう法幣の未来をいぶかるものがない。でも致し方あるまい。銅元相場の上昇は避けようがない。

はたせるかな、幣制改革後の上海は、一元〓銅元二八〇〇〓三〇〇〇文と、公定レートより高値で推移した。銅元だけでは<sup>29</sup>ない。銀角も二元〓一元二四〇文〓二元と急騰したのである。外匯平市委員会は、一月四日午前一〇時、幣制改革で国外に銀が流出することをふせぐため、輸出平衡税を前日までの6.75%から57.5%に引きあげ、実質上、禁輸措置をとった。平衡税は五日には58.5%に引きあげられた。<sup>30</sup> 内外の銀価は人為的に切断されたのである。一元銀貨や輔幣二二分分に含まれる銀は、法幣一元よりずっと価値が高い。青島や濟南では銀元一〇〇枚が法幣一四〇〓一五〇元でひそかに取引された。無錫では商人の買占で市中から小額銀貨が消えた。<sup>31</sup> 需給

を反映しない公定レートに従えば、利益にならぬだけでなく、損を被りかねない。国民政府の幣制改革は、銀元のみならず、小額貨幣においても、買占と退蔵を瀰漫させたのである。

ここで上海以外の小額貨幣の動向に目をとめたい。漢口や長沙では、それぞれ銀一元 $\parallel$ 六二二〇文 $\sim$ 六五五〇文、七〇〇〇文前後で推移していたものの、幣制改革の実施以降、二〇文銅元三〇〇枚 $\parallel$ 六〇〇〇文に公定された。漢口では、銅元の欠乏と銅元価格の上昇を防ぐため、銅元の禁輸措置<sup>32)</sup>さえとられた、という。華北でも同様である。鄭州では、河南省鑄造の二〇〇文銅元がメインだったが、幣制改革以降、一元 $\parallel$ 八一〇〇 $\sim$ 八二〇〇文から七一〇〇文台に急騰した。中央銀行は、輔幣券散布によって、いったん八〇〇〇文まで下落させたものの、三六年一月には再び七二〇〇文台に反騰している<sup>33)</sup>。もともと、湖北・河南・江蘇北部・安徽・山東では、一元は銅元六〇〇枚前後であった。天津では、一月六日、本来の一元 $\parallel$ 銅元五〇〇枚の標準的相場からはるかに上昇して四〇〇枚の値をつけて、一月中旬には三七〇枚になった<sup>34)</sup>。銅元の上昇は保定が激しかった。たった一〇日ほどのあいだに、綿花の買付需要もあいつつて、一元 $\parallel$ 五六〇枚から三四〇枚に爆騰したのである。北平では、一月一四

日、二〇文銅元を千枚以上を携帯して越境することが禁止された。北平では、標準的な相場（ $\parallel$ 五〇〇〇文）を上まわる四五〇〇文だったものの、一元 $\parallel$ 四六〇〇文の公定レートが採られた。浙江でも持出制限がかけられた。青島では一元 $\parallel$ 五〇〇〇文（五〇〇枚）という銅元相場を公定したものの、五四〇枚から三八〇枚へと急騰、中央銀行が八〇万円もの輔幣券を投入して、銭価の沈静化にあたった、という<sup>35)</sup>。

このように見てくると、銅元相場は、長江中流域や隴海線沿線など内陸でも上昇しているが、華北一帯や沿海部でとりわけ緊迫したことが分かる。銅元が冀東密輸に晒されていたことも一因であろう。むろん、一〇文銅元地帯の安慶や蕪湖・杭州のように三六〇 $\sim$ 三七〇枚から三〇〇枚、三五六枚から三一〇枚、三四五〇文から三〇〇〇文へと、公定レートにサヤ寄せする動きもない訳ではない。ただ、幣制改革によって、各地の金融は安定化しつつあるとアナウンスされていたとはいえ、長江下流でも無錫では、一月初旬の3日間、三二六〇文から二四二〇文へと未曾有の高騰をみせたように、一〇文銅元の地域でも、決して公定レートに収斂したわけではなかった<sup>36)</sup>。このような小額貨幣の不足下では、ひとまず頼りになるのは、一角や二角といった輔幣券や、銅元を

発行準備とする銅元票の増刷だったはずである。たとえば、北平では錢業公会が三行に要請をおこなった。農村部にある銀元を購入するため銅元が搬出されているので、銅元票の迅速な発行をおこない、銭価を鎮静させてほしい、と。安徽省では、金融逼迫の緩和のため、省政府による地方銀行創設が建議された。<sup>37)</sup> 小額面の紙幣の増刷要請がでてくることは避けようがなかった。

このような状況下、国民政府はどのような貨幣政策をとっていくのか。次に、国民政府の補助貨幣供給のあり方をみていくことにしたい。

#### 〔Ⅳ〕 輔幣条例の制定と新補助貨幣の発行

一九三六年一月二日、財政部は輔幣条例を公布・施行する。同条例は三三年二月の銀本位幣鑄造條例をおきかうものときされた。新補助貨幣は中央造幣廠が鑄造して中央銀行が発行すること。一〇進法を採用し、旧来の銀角などは一定期間内に回収すること。回収以前、旧来の銀角・銅元はレートに照らしての使用が認められた。ここで5種の新貨幣を確認しておこう。ニツケル貨3つ。二〇分が6グラム、一〇分が4.5グラム、

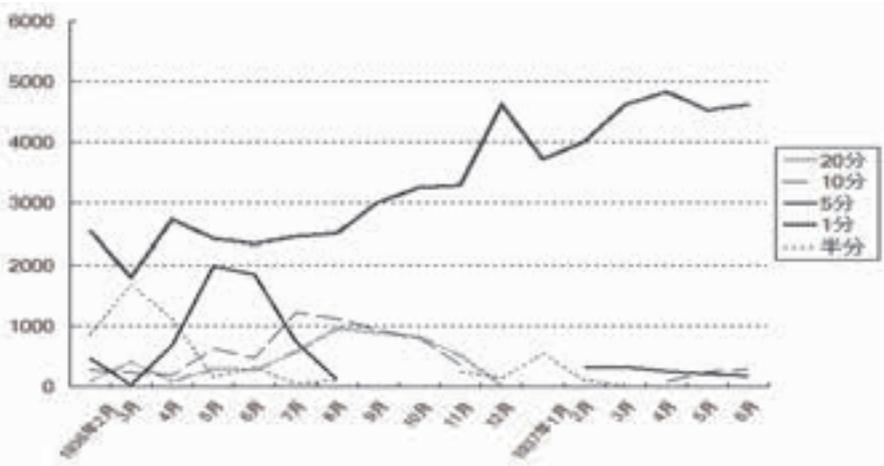
五分が3グラムである。銅貨は2つ。一分は6.5グラム、半分は3.5グラムとされ、銅95%、スズ・亜鉛5%であった。本来、一分貨として鑄造され、幣制改革以降に二元〓三〇〇枚とされた一〇文銅元にくらべると、新一分貨は、銅含有量こそほぼ同じだが、3倍の価値があることになる。なお、ニツケル貨(二〇分、一〇分、五分)は二〇元まで、一分・半分銅貨は五元まで使用可とされ、強制通用力には制限があった。<sup>38)</sup> 新補助貨幣は、銅元とくらべると、溶解や変造が難しかったらしい。<sup>39)</sup> なお、一九三五年二月以降、中央造幣廠は、五角銀貨の鑄造を一時試みたが中止している。<sup>40)</sup> 結局、銀貨は補助貨幣の世界からも退場したのである。

国民政府は、輔幣条例にもとづき、二月一〇日、新補助貨幣の発行を開始する。中央造幣廠は昼夜なく鑄造にあたった。中央造幣廠は、毎日二〇時間稼働させれば、月産六〇〇〇万枚の生産が可能な、世界でもっとも効率のよい造幣局の1つ、であったという。九日には、江蘇・浙江・安徽・福建・湖北・江西などの中央・中国・交通の3銀行の支店に運んで一〇日からの発行にそなえた。新貨幣投入は、旧来の複雑な貨幣体系をいっそう悪化させかねない。それでも、二月一〇日早朝、中央・中国・交通各銀行の支店は、新

補助貨幣への両替をもとめる人であふれ、商店やトラム・バスではさっそく使われた。旧銅元と新補助貨幣のレートは、各店まちまちだったが、新補助貨幣には一〇進法で法幣とながるメリットがある。両替店では銅元3枚分、1%の打歩がつくほど好評だったという。漢口では2万元が運びこまれたが一兩日中に払底した、という。<sup>④</sup>

ここで新補助貨幣の铸造動向をおさらいしておきたい。図5は輔幣条例後の中央造幣廠の铸造数をグラフ化したものである。国民政府は、何をどれくらい铸造すべきか、まったく見通しがなく手探りの状態だった、といっても過言ではない。最多は一分貨、に変化はない。だが、铸造開始当初、半分貨や五分・一〇分・二〇分ニッケル貨は激しく増減している。試行錯誤の連続だったことがわかる。旧暦年末を過ぎていたことも一因であろう。上海でも錢価は三〇〇〇文前後に落ちついていた。常州では補助貨幣が過剰視すらされた。铸造数をみるかぎり、半分・五分貨が必要と判断されたようだ。だが、エドワード・カーンは、市場では五分ニッケル貨の需要が高いと思われるが、一〇分・二〇分貨が必要、と考えた。<sup>⑤</sup> かれは、中央造幣廠審査委員や国民政府顧問をととめ、財政金融政策に影響力があつた。そのためであるの

図5 1936年2月～1937年6月の中央造幣廠銅貨铸造数（単位 万枚）



(出所)「中央造幣廠加工鑄幣」『大公报』1936年2月15日。「造幣廠新輔幣統計」『申報』1936年8月29日、「中央造幣廠審査委員會議」同9月15日、「中央造幣廠審査委員會議」同10月9日・11月15日、「造幣廠新鑄廠條輔幣」同12月2日、「造幣廠十二月份新鑄廠條輔幣」同1937年1月6日、「中央造幣廠新鑄廠條輔幣」同2月2日・3月2日・4月2日、「中央造幣廠昨開審査委員會議」同5月15日、「造幣廠五月份造幣報告」同6月2日、「造幣廠審査公佈上月鑄幣數目」同7月2日。

か、一〇分・二〇分の鑄造数が増加している。

なにより国民政府が警戒していたのは、地方政權支配下の省銀行による、輔幣券・銅元票の無断発行や旧造幣廠の再稼働であった。国民政府の貨幣統一が脅かされかねない。

一九三六年二月一四日、軍事委員会は中国農民銀行に一億元の補助貨幣發行権を与えた。中国農民銀行は三行未接收の省銀行券の接收に責を負ったのである。<sup>45</sup> 新輔幣が登場する以上、各銀行発行の角票は回収せよ、こう請願する商會も現れた。徐州の平市官錢局の輔幣券は一律収用が許された。だが、北平の中国農工銀行の銅元票は、銅元が十分になれば、回収するよう命令が出た。湖南省政府は、三五年一二月、銅元欠乏から一八〇万串（＝三〇万元）の銅元票の發行令をだし、小額貨幣不足に対応した。だが財政部は、三六年五月になると、小額貨幣不足ならば、中央銀行と協議して新補助貨幣を流通させるように命じ、銅元票の回収を指示している。<sup>46</sup> また河北省では、幣制改革以降、銅元不足解消のため、各地で角票・銅元票の發行が許可なくおこなわれた。だが、河北省銀行発行の銅元票二〇万元は、財政部の取締にあり、ほかにも私票・土票の回収・焼却が命じられている。<sup>45</sup> ましてや、冀察政務委員会による天津造幣廠の再稼働など、認められる

はずもない。ここで新銅貨の鑄造を許すと、二〇文銅元の濫鑄のように、国民政府の通貨政策に危害が加えられかねない。新補助貨幣の信用が破壊されれば、せっかくの苦心も破綻してしまう。むろん、杭州・武昌・成都・重慶・長沙などの旧造幣廠をいつまでも遊ばせておく訳にもいかない。財政部は、旧造幣廠を中央造幣廠へと引きわたさせるため、造幣機材と土地建物の状況を調べ報告するだけでなく、どのように用いるべきか起草するよう命じた。<sup>46</sup> 九月には新補助貨幣三〇万元の鑄造をおこなった天津造幣廠の廠長が更迭され、一〇月には、西安や重慶の造幣廠分廠に再稼働準備を命じられた。厳格な管理下に補助貨幣をおくべきという考えかたは、蒋介石にも共有されており、譲れないラインだったのである。<sup>47</sup>

だが、一九三六年下半期に入ると、中国経済は未曾有の好況に突入していく。銅元不足の声は各地であがった。漢口では、三六年三月以降も、新ニッケル貨・銅貨・輔幣券の需要が「甚殷」と言われるほど高かったが、四月・五月には新補助貨幣発行がおこなわれず、もちこまれた輔幣六万もたちまち払底した。六月、漢口の銅元は「最少」とされ、一分貨が巨額発行、とされたが、<sup>48</sup> 実際は二〇分・一〇分が各一〇万、五

分と一分貨が各八〇万枚であった。<sup>(49)</sup> どうみてもチグハグさは否めない。国民政府は、中央・中国・交通・中国農民の4銀行に輔幣券発行を命じ、事態の收拾を図る。一九三六年七月には、重慶・成都では各二〇〇万元、漢口では一〇〇万元、長沙・宜昌で各五〇万元が発行され、ほかにも四行の輔幣券四〇〇〇五〇〇万元が投入された、という。<sup>(50)</sup> 江西の南城では、銅元が稀少なため、中央銀行が銅元を選びいれ沈静化をはかったものの、吉安では銅元の退蔵が報告された。むろん、銅元票を多数発行する江西省や、浙江の南潯・烏鎮など、しばしば銭価が公定レートより安い所もない訳ではない。だが、そうなると、今度は他所への搬出や退蔵がおきてしまう。<sup>(51)</sup> 図4を見てほしい。銅元は、国際銅価の上昇によって、名目値より理論値の方がずっと高くなっているのである。漢口の二〇文銅元は、七月「甚感缺乏」とされ、中央銀行の支店のない老河口では輔幣両替所の設置請願が出されたが、その漢口も九月には両替所設置を要請するハメになった。山東の徳県では四八〇枚から四〇〇枚に急騰。沙市でも、一角以下の小額貨幣不足にともない商取引が紛糾した。漢口では、一月、農村一帯の退蔵によって、二〇文銅元が「無形絶跡」になり、一分・半分貨にたよらざるをえなくなった。にもかか

わらず、新補助貨幣は、中央銀行本店から満足な供給がない。各県鎮からは、五分・一分・半分銅貨の両替に商人がやってくる。結局の所、新しく登場した高額ニッケル貨は用途にとぼしかった。<sup>(52)</sup> 湖南・湖北一帯は、小額貨幣の需要がとりわけ大きかったにも関わらず、漢口における新補助貨幣の発行金額は、一九三六年末になっても、総計一一〇万元にとどまった。<sup>(53)</sup> 国民政府の予測は完全に外れた。こうなれば、あらたなアプローチが採られなければならない。

## 〔V〕省市立銀行輔幣券の容認と鑄造体制の

### 再編

安徽省地方銀行は、一九三六年八月、銭価のバランスをもどすため、一角・二角・五角の輔幣券五〇〇万元の発行を要請した。財政部は、輔幣券二五〇万元の発行を認可し、一月一日、発券がはじまる。<sup>(54)</sup> ついで財政部は、一月二二日、印製輔幣券規則を制定した。輔幣券を印製する省・地方銀行は、発行理由だけではなく、デザイン・種類・数量・注文日・製造日まで詳細を報告せねばならない。財政部の認可をえるまで、発注もできなくなったのである。一九三六年

一二月、財政部は、江蘇省農民銀行と江蘇銀行に輔幣券三〇〇萬元の共同発行を許可し、翌年二月、浙江地方銀行に輔幣三〇〇萬元の発行を認可した。さしもの国民政府も、中金融の救済のため、省・市銀行から輔幣券発行の認可要請があれば、増発を容認する方向に舵をきったのである。<sup>55)</sup>

こうなると、新補助貨幣の鑄造体制も手直しするしかない。中央造幣廠は一九三六年九月には五分貨と半分貨の鑄造をやめた。一分銅貨は、月産三〇〇〇万枚をこえ、二〇分と一〇分貨を停止した一二月には四六〇〇〇万枚におよんだ。一分銅貨専体制の確立、といつてよい。年末から旧正月にかけては、小額貨幣の需要が高まる。錢荒を防がなければならぬ。揚州は、三七年一月、他所からの銅元移入で二八〇枚から三〇〇枚に下落したが、これは例外にすぎない。<sup>56)</sup> 福建では商民が銅元を退蔵し、九江では鄉村一帯の需要が非常に切実、とされた。湖北では、釣銭不足を口実に銅元票が発行され、多くが省政府の取締にあつていたという。洛陽では、二〇〇文銅元が農村に退蔵され、跡を絶った。農村部でも便利さから新一分銅貨が選好された。その洛陽も一分貨に釣銭をたよったという。<sup>57)</sup> 市場は旧正月で小額補助貨をもとめてい

た。造幣廠長の陳行は、一九三七年一月、昼夜を問わず休日返上で一分銅貨を鑄造するよう命じる。中央造幣廠の生産規模は日産一六〇万枚にたつした。中央銀行は、煙兌業同業公會に両替を代理委託して利便の向上を図った。<sup>58)</sup> 鄭州では、一九三七年初までに三〇〇〇万枚の一分銅貨が発行されたが、旧正月をひかえて、さらに一五〇万枚が投下された。旧正月をこえると、さしもの錢荒も緩和にむかう。河南の焦作では携帯に不便なため銅元を法幣に換える動きがおき、江西の吉安でも、計算の便から銅元票が減少、商人が蓄えた銅元を法幣に交換する動きがおきはじめた。<sup>59)</sup> 四月には、一分銅貨の鑄造は月産四八二〇万枚にたつした。「旧曆新年以来……新舊銅幣漸漸充裕<sup>60)</sup>」とは、まんざら虚言でもあるまい。従来、輔幣券の発行量を整理したので、表1を参照されたい。<sup>61)</sup> 従来の研究では、法幣による發券統一を強調するあまり、地方の省市銀行の發券を閑却しがちであった。だが、剿共戦とかかわる、江西裕民銀行、福建省銀行、湖南省銀行、そして豫鄂皖贛四省農民（後の中国農民）銀行と共同發券した湖北省銀行は、輔幣券を大量發行している。他方、山西省銀行・陝西省銀行や綏遠官錢局などは、發行兌換券で立項され、輔幣券の項目がない。浙江地方銀行などを除けば、幣制改革前か

表1 1936年12月末における地方にある省・市銀行の発券高(単位 万元)

輔幣券	福建省銀行	4540000	発行兌換券	山西省銀行	8618622	
	湖南省銀行	3420600		南昌市立銀行	615319	
	河南農工銀行	321866		浙江地方銀行	5000000	
	湖北省銀行	11752000		陝西省銀行	5584116	
	江西省裕民銀行	11527936		山東省平市官錢局	1136560	
	山東省民生銀行	2480000		綏遠平市官錢局	5368800	
	江蘇省農民銀行	1649300	銅元票	北平農工銀行	35245	
	四川省銀行	1000000		青島市農工銀行	12901	
				領用券	江蘇銀行	4840000
					安徽地方銀行	6300000

[出所] 『民国二十六年全国銀行年鑑』「省市立銀行」「農工銀行」「其他金融機関」より作成  
 [注] 中国農工、農商、中国墾業、北洋保商、広東、広西、辺業、中南の発行兌換券は行論上省略し、輔幣券発行銀行の領用券・発行兌換券は法幣にあたるので省略している

ら兌換券を発行した、地方政権下にある銀行群である。兌換券枠での兌換券・輔幣券・銅元票の流通は引き続き認めても、輔幣券の枠では認めていない、という所か。なお、湖北省銀行は発行内訳がわかる。一九三五年六月、輔幣総額は三八二万九六〇〇元、枚数は一角券が47%で九四五万枚を占めたが、一二月には30%を割りこむ。かわりに二角券が48%に急増したが徐々に減り、三六年末は五角券が25%をこえる。五角券の増発は、市場の要請ではなく、意識的なものである。西安や泉州では、一角券需要の高さが報告されているからである。なお、済南の輔幣券は、全紙幣流通四五四〇万元中、民生銀行と平市官錢局で一〇二〇万元を数え、省市銀行などの輔幣だけで20%をこえていた<sup>(82)</sup>、という。市中の小額貨幣需要は、相対分、輔幣券で満たされたと考えてさしつかえあるまい。

こうして、国民政府下の中国では、三階建の通貨供給体制に移行することになる。①政府系四行の法幣、②四行と地方の省市銀行の発行する輔幣券、③造幣廠が鑄造して中央銀行が発行する新一分銅貨、である。銅元は供給がない。結果、①②③と銅元のあいだには相場が建つ。銅元過剰な常州では中国と交通の両銀行は1週間で一万元を買いあげ、銀角絶跡

の寧波にはニッケル貨を移送した。<sup>(63)</sup> 江蘇省農民銀行は、新麦の上市にそなえ、六〇萬元もの輔幣券を江北の各支店に移転させ、中央銀行は新一分貨を本店から徐州に運んだ。<sup>(64)</sup> 安慶でも紅茶需要の高まりのため、一分貨六〇万枚、一〇分ニッケル貨一〇万枚を投下した。福建では、茶業勃興にともない、茶莊の賃金払のため銅元が欠乏、建甌では半分貨二〇万枚と一分貨一四万枚が発行された。<sup>(65)</sup> なるほど、「法幣—輔幣券—新補助貨幣」の固定レートを維持するためにも、直接、通貨のストックを操作しなければならぬのである。

しかし、ここで注意すべきは、上海中央造幣廠の生産能力は月産五〇〇万枚、年六億枚でしかないことである。結局、国民政府の通算補助貨幣鑄造枚数は、二一〇分が五〇二五万枚、一〇分が七一九八万枚、五分が七四〇四万枚、一分が六億三六〇八万枚、半分が五三二〇万枚に終わった。推定鑄造数二二〇億枚の一〇文銅元どころか、三七億枚の二〇文銅元にもおよばない。<sup>(66)</sup> いつになれば新補助貨に全部置換できたのだろうか。なによりも問題なのは、その投入先である。中央銀行は、旧曆年末に連日、上海煙兌業公会に五十五箱一万一千元を供給したが、三七年四月以降、一分貨需要が高まり、四〇箱に減らしたという。<sup>(67)</sup> 毎月、造幣廠は

二五日間稼働として計算すると、毎月二七五〇万から二〇〇〇万(枚)に減る。それでも一分貨の4割は、上海煙兌業公会向けで、漢口や鄭州の一〇倍になってしまう。なるほど、これでは三七年六月段階になっても、南鄭には新一分貨の流通がない、と報告されるはずである。<sup>(68)</sup> 三階建とはいっても、一分貨の流通はせいぜい大都市にかぎられ、農村は銅元であった。これでは地方はたまらない。どうりで、漢口の商会と錢業公会は、武昌造幣廠の再稼働を財政部に要求したはずである。

なにより、銅元が農村部に「退蔵」「収蔵」と報告されたとはいえ、実際に銅元は、農村一帯にあったのであろうか。一九三六年後半、湖北・湖南の銅元の「絶跡」は前ぶれにすぎなかった。九月の邯鄲の「異常缺乏」。三七年二月の建甌における「異常缺乏」。六月の徐州の二〇文銅元「絶跡」。江北各県の「暴漲」「缺乏」……錢不足はどんどん延焼していく。<sup>(69)</sup> 二〇文銅元ブロックから一〇文銅元ブロックへ、絶跡現象が広がったように見えるのが面白い。銅価と比較して、銅元レートの安い地域から、銅元の退蔵と流出がはじまったのであろう。世界的な景気回復は、一九三六年から三七年にかけて銅価を急騰させていった。ふたたび図4をみてほし

い。銅元の含有銅価値は、銅元相場の倍ちかい。銅元は海外に盛んに密輸されたのである。すでに財政部は、一九三六年上半期には、中央銀行と各海関に銅輸出の嚴禁を通過していた。だが、銀錢比價は一元〓三〇〇枚だが、輸出すれば倍の利益になるので、奸商と浪人によって密輸されている、と廈門ではいわれた。そのためか山東では、済南をひとたび出ると、釣銭の授受は困難、とされた。中央銀行と民生銀行は、輔幣券を投下したものの、毎元、二―三分のプレミアがついた、という。<sup>(70)</sup> 国民政府は、しばしば輔幣券でさえ、法幣と一〇進法でしっかりと結びつけ続けることができないまま、日中戦争に突入することになるのである。

## 〔VI〕 おわりに

以上、国民政府が幣制改革以降、小額貨幣をどのように供給・管理しようとしたのか検討してきた。本稿であきらかにしたことをまとめれば、以下のようになる。

旧来、国民政府の通貨改革は、貨幣發行権の掌握と統一という点で、非常に高い評価があたえられた。国民政府は、本位貨幣と同様、国際的銅価変動の影響を受けやすい小額貨幣

に対しても、管理と統制を図っていく。だが、国民政府の貨幣發行権の掌握への強い意思こそ、小額貨幣においては、いささか障害になった側面は否めない。一九三五年一月に断行された幣制改革は、外国為替レートの切り下げをともなつたため、物価上昇をまねいた。おまけに国民党政權の財政金融政策は信用されていなかった。銅元相場は大幅に高騰したのである。国民政府は、四行の輔幣券増発と中央造幣廠の新補助貨幣の大量鑄造で対応したが、どのような貨幣を市場がもとめているかさえ暗中模索である以上、迷走せざるをえない。国民政府は、地方政權に警戒心をいただき、發行権掌握と統一にこだわつた。国民政府の関与しない既発紙幣には、回収までの猶予期間を与えることはあつても、増発などありえない。「一国一通貨」の観点からすれば、当然である。私製通貨の取締はむしろ強化された。

だが国民政府は、一九三六年末の空前の補助貨幣需要を前にして、地方にある省・市銀行の輔幣券増発の要請に次々と許可を与えることになる。中央造幣廠は、一分銅貨の鑄造に特化して、毎月四〇〇〇万枚以上の鑄造をおこなつた。法幣・輔幣券の四行（中央・中国・交通・中国農民）と、一分銅貨を鑄造する中央造幣廠。この隙間を埋めるような形で、五角―一角の輔

幣券の弾力的供給を担うものとして、地方政権下にある省・市銀行にも活動するスペースがあたえられた。一九三七年以降、中国の通貨流通は、四行を頂点とした「法幣—輔幣券—新輔助貨幣」の三階建ての重層構造に向けて再編されようとしていたのである。三者の固定レートを維持するため、四行や地方にある省・市銀行は貨幣ストックを操作した。銅元は別枠におかれ、いずれは回収・溶解される運命にあった。

こうして確立されたかにみえた小額貨幣の供給システムで失念されていたことは、世界経済の影響であった。一九三六年以降、国際銅価格は上昇する。そのため、システムの外におかれた銅元は、密輸と溶解にさらされたのである。たしかに、一九三五年一月の幣制改革と管理通貨制度の導入によって、中国経済は「銀の足かせ」から解放されたのかもしれない。だが、別枠におかれた銅元を通して、国民政府は「銅の足かせ」におかれ、中央造幣廠は、昼夜をとわない、一分貨の製造を強いられた。一分銅貨をどれほど製造しても、銅元がどんどん退蔵・密輸されたからである。これでも、国定的な貨幣制度の時代に突入したといわれても、鼻白むほかはあるまい。銅元の回収と溶解は、国民政府の力ではなく、日中戦争における紙幣インフレーションによってはたさ

れた。法幣と小額貨幣の分裂が、法幣そのものの小額貨幣化によって暴力的に解消された時、法幣の全面的受領拒否を招いて、国民政府は崩壊することになるが、これについては今後の課題としたい。

## 註

- (1) 幣制改革や金融についての先行研究は、久保亨「通貨金融史」『中国经济史研究入門』東京大学出版会、二〇一二年、一二一～一六頁に詳しい。
- (2) 政府中央レベル以外の幣制改革にふれた研究には、西村成雄「張学良政権下の幣制改革」『東洋史研究』五〇巻四号、一九九二年。姜珍亜『1930年代広東省の財政政策——中央・地方・商人の三者関係を中心に——』東京大学博士学位論文、二〇〇〇年。岡崎清宜「国民政府の四川「中央化」と四川幣制改革——重慶金融市場を中心に」『名古屋大学東洋史研究報告』四一号、二〇一八年がある。
- (3) 代表的なものとして楊蔭傳編『経済常識』経済書局、一九三六年、二九〇～三〇九頁
- (4) 宮下忠雄「近代中国銀兩制度の研究」有明書房、一九九〇年、二八七～九頁。岩武照彦「近代中国通貨統一史 上」みすず書房、一九九〇年、一四四～七頁
- (5) 中国銀行経済研究室編『民国廿五年 全国銀行年鑑』一九三六年、A四九～五一頁。伍德華『中国当十銅元』（原著はA.M.Tracey Woodward『The Minted Ten Cash of Coins』、一九二五年～三五年雑誌発表、一九四二年刊行）上海人民出版社

社、二〇〇五年、二～三頁

- (6) 劉朗泉「從法律上看幣制新令」『大公報』一九三五年一月一日(同『抗戰前十年貨幣史資料』(3)——法幣政策) 國史館、一九八七年、二七三～五頁所収)

(7) 〃の段落全体は、National Government of the Republic of China Gradual Introduction of Financial Experts, "Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-standard Currency System in China. Together with a Report in Support Thereof", 1929, pp.158-64. に基つてある。

- (8) 「財政部武昌造幣廠歷年鑄造銀元銅元銀輔幣暨銷燬旧幣數目表」(『財政部錢幣司章制匯編』、一九三七年)

(9) 成都造幣廠は一九一三～二八年の間に二〇〇文銅元を七億四六九二万三三三三枚、一〇〇文銅元を四億四二九万五二六〇枚、五〇文を三億七三六四万枚、一〇文を七億四九五二万枚強、四川銀元を七二七〇万枚弱鑄造している。(成都造幣廠鑄造銀銅幣概略)『四川月報』一〇卷一期、一九三七年)

(10) 『獲嘉縣志』卷九、風俗、生活、民国二三年鉛印本、『重修鎮源縣志』卷七、財賦志、貨幣、民国二四年鉛印本。(戴按銅等編『中国地方志經濟資料匯編』漢語大詞典出版社、一九九九年、一〇六六、一〇七二頁)なお、洛陽や開封では、錢相場は二〇〇文銅貨建であった(各地利息及兌換行市表)『中央銀行月報』)

(11) 銀元一枚に含まれる銀含有量は、銅元に含まれる銅含有量を何倍したものと価値が同じかを、ロンドンの銀・銅相場から計算して、現実の価格と比較したものである。

(12) 「運銅出口從嚴查禁」「日商私運銅幣共二百包」『益世報』一九三一年二月七日、二四日。なお、国際的な銀暴落にともない、中国に大量の銀が流入して、一九三〇年頃まで物価がイン

フレーションにあったことは、城山智子『大恐慌下の中国市場・国家・世界經濟』名古屋大学出版会、二〇一一年、四六～五〇、一二四～六頁に詳しい。

- (13) 「天津市況蕭索之一般」『紡織周刊』二卷四七号、一九三二年(14)一九三四年六月に銀一元＝三三二・五枚をつけた。なお、銅元の最低価格は、三五年八月の銀一元＝三四五・五枚である。本来なら一元＝一〇〇枚である。

(15) 「中央造幣廠會計処抄送最近四年鑄幣情形函」(中央造幣廠會計処擬送該歷年鑄幣概況函)中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料匯編』第5輯1編財政經濟(4)、江蘇古籍出版社、一九九四年、一二二頁、一二四頁。

(16) 以下銅元レートや相関係数は「各地利息及兌換行市表」(『中央銀行月報』)に基づき計算。

(17) 「各地金融市況 寧波」(『中央銀行月報』三卷五号、一九三四年)

(18) 一九三二年七月の満州国の幣制改革以降、一分青銅貨による統一が目ざされたが、推定流通銅元四八万元のうち、二六万元しか回収できなかった(岩武照彦『近代中国通貨統一史』上)みず書房、一九九〇年、一九六～七頁。「各地金融市況 天津」「各地金融市況 北京」(『中央銀行月報』三卷六号、一九三四年。「寧陽」「銅元充斥價格下落」『大公報』一九三三年四月三〇日、一〇月一八日)

(19) たとえば「銅元跌落中電車將加価」『益世報』一九三三年四月三〇日など。戴按銅等編『中国地方志經濟資料匯編』漢語大詞典出版社、1999年、1048～55、1065、1068頁。

(20) 余定義「最近三年之交通建設(上)」(『中行月刊』二卷一・二期、一九三六年、六八～九頁。「招商局進行水陸聯運」『工商半月刊』五卷二三号、一九三三年、八五～六頁。

- (21) 齊藤叫「アメリカ銀政策の展開と中国」野沢豊前掲書、一九八一年、一三六～四五頁
- (22) 「上海中外各銀行銀行統計表」『社会経済月報』各卷号参照
- (23) 「防止運銀出口国内運銀須憑護照」『申報』一九三四年一月二四日。「國際匯兌新標準中央銀行正式掛牌」外匯平市会成立『銀行週報』一八卷三六号、四一號、一九三四年
- (24) 「錢業奉諭通告規定輔幣價格」『商業新聞』『申報』一九三五年一月五日
- (25) 中国人民銀行總行編『中華民國貨幣史資料 第二輯』上海人民出版社、一九九一年、一八五頁
- (26) 「商業新聞」『商業新聞』「市面謠傳多屬不確」『申報』一九三五年一月二日、同一月一日、同一月二日。「各地金融市況 上海」『中央銀行月報』四卷一號、一九三五年一月四日、「銅元價值影響重大」『社評 安定市場与整飭官紀』『大公報』一九三五年一月二九日、一月四日
- (27) 「商業新聞」『銀行兌價又跌』『申報』一九三五年一月二日、一月四日、「銅元價值影響重大」『社評 安定市場与整飭官紀』『大公報』一九三五年一月二九日、一月四日
- (28) この幣制改革理解や物価の上昇は、「經濟博士程紹德对改革幣制法案意見」『申報』一九三五年一月七日や「銅元与物価昨同時飛漲」『大公報』同日など
- (29) 「談言 規定本市輔幣價格」『申報』一九三五年一月八日
- (30) 「市商會暨各業公會 聯電表示擁護法幣」同前一九三五年一月六日
- (31) 「各地一致实行新貨幣制」『濟南物價飛漲』「市中現洋銀角絕跡」同前一九三五年一月七日、同一五日、同一二月一日
- (32) 「各地金融市況 長沙」『同 漢口』『中央銀行月報』四卷六号、一九三五年、同五卷一・二期、一九三六年。「实行法幣後武漢市面情形」『申報』一九三五年一月八日
- (33) 「各地金融市況 鄭州」『中央銀行月報』四卷六号、一九三五年
- (34) 「省府令各縣嚴禁銅元入境」『益世報』一九三三年七月二二日。「各地行使法幣情形」『天津貨幣改制後銅元一度暴漲』『申報』一九三五年一月八日、同一四日
- (35) 「浙省限制旅客攜帶銀角銅元」『平津金融維持會確定銅元兌價』同前二月二日、一九三六年一月九日、「保定雜訊」『迅速發行銅元票為当前之要圖』『大公報』一九三五年一月八日、一七日。「各地金融市況 青島」『中央銀行月報』五卷一・二期、一九三六年
- (36) 「杭商會銀錢業各開聯席會議」『銅元暴跌搖動市面』「三行收換雜幣」『申報』一九三五年一月六日、七日、一一日、「皖省府穩定安慶市面金融」『膠東物價飛漲』同前一月一八日。「幣制改革中外皆利 日使詢真相我已与說明」『大公報』一九三五年一月七日
- (37) 「迅速發行銅元票 為当前之要圖」『大公報』一九三五年十一月十五日。「皖遵行法幣後設省地方銀行」『申報』一九三五年一月八日
- (38) 「立法院財委會審查輔幣條例」『申報』一九三六年一月一〇日。「國民政府公布之輔幣條例 (1936年1月11日)」前掲『中華民國檔案資料匯編』、二八三～二八四頁
- (39) 「社論 新輔幣推行期中之應有的注意」『新蜀報』一九三六年二月一七日
- (40) 「中央造幣廠奉令開鑄輔幣」『銀行週報』一九卷五〇期、一九三五年
- (41) 「新輔幣定期流通市面」『四川經濟月刊』五卷二・三期、一九三六年。耿愛德「金融雜記」『社会經濟月報』三卷五期、一九三六年。上野有造「漢口に於ける貨幣金融事情」『東亞調查報告書 昭和15年度』上海東亞同文書院大學、一九四一年、二二八頁



輔幣券発行量は立項がない。また中国全体の発行兌換券は、三六年一二月、一六億九八九七万元強とされている（沈雷春編

『中国金融年鑑』中国金融年鑑社、一九三九年、C四一頁）

〔62〕『湖北省年鑑』、二六頁。「各地金融市況 濟南」〔同 西安〕

〔同 泉州〕『中央銀行月報』六卷三號、六卷五號、六卷四號、一九三七年

〔63〕『常州兩銀行收兌銅元』『申報』一九三六年一月四日。「各地金融市況 寧波」『中央銀行月報』五卷一二號、「金融日誌」

『銀行週報』二〇卷五〇號、一九三六年

〔64〕『各地金融市況 鎮江』〔同 徐州〕『中央銀行月報』六卷六號、六卷四號、一九三七年

〔65〕『各地金融市況 安慶』『中央銀行月報』六卷六號、一九三七年

〔66〕『中央造幣廠會計処擬送該廠歷年鑄造概況函（1941年2月28日）』前掲『中華民國檔案資料匯編』、一二四～七頁。なお、

一〇文銅元の鑄造数は「中国銅質輔幣之概論」『申報』一九二二年六月二六日の数字を使用

〔67〕中央銀行、除通知煙兌業限制兌換數量、毎日減為四十箱外、中央造幣廠特增加工作班次日夜開工鑄造、俾增加產量、調劑市面（造幣廠加工趕鑄一分銅輔幣）『申報』一九三七年五月一日（日）。五五箱一萬一千元だと一箱130kgになる。注（60）「新旧銅元充裕」参照

〔68〕『各地金融市況 南鄭』『中央銀行月報』六卷七號、一九三七年

〔69〕『各地金融市況 建甌』〔同 徐州〕同前六卷三號、七號、一九三七年、「邯鄲私票充斥」『大公報』一九三六年九月二八日、

「南通銅元缺乏籌補救」『申報』一九三七年六月一〇日

〔70〕「財部令各海關禁銅類出口」「嚴禁銅鉄出口」『大公報』一九三六年五月二四日、三七年四月二八日。「津市禁止私運銅元」「厦門大批銅鉄被運出口」『申報』一九三七年三月一四日、

五月一九日。「各地金融市況 濟南」『中央銀行月報』六卷三號、一九三七年

〔71〕村松祐次『中国經濟の社会態制』東洋經濟新報社、一九四九年、一八二～三、一九三頁

（おかげさ きよのぶ 愛知県立大学客員共同研究員）

